

第3次野田市男女共同参画計画（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

第3次野田市男女共同参画計画（素案）

2 意見の募集期間

平成27年1月16日（金）から平成27年2月16日（月）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	1人	2件
②提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 2件
③政策等に反映した意見		0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	「審議会等における女性委員の登用率の拡大」について 女性委員の登用率拡大は大いに賛成であるが、その過程において女性のみに限った募集は男性に対する差別感を一時的に感じる。募集時に必ず男女1名ずつとして合計2名の既存委員の交代を実施すべきと考える。本文言の明記を提案する。	男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱いをすることを原則禁止していますが、第8条において、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている男女労働者間の事実上の格差を解消するための「女性のみ」又は「女性優遇」の措置は法に違反しない旨が明記されています。 このことから、厚生労働省では、「ポジティブ・アクション」の取組を進めています。 「ポジティブ・アクション」とは、男女労働者間に事実上生じている差を解消するために、個々の企業が進める自主的かつ積極的な取組のことであり、「女性のみを対象とする又は女性を有利に	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		取り扱う取組」と「男女両方を対象とする取組」があります。「女性のみを対象とする又は女性を有利に取り扱う取組」については、これまでの取扱い等により、男女間に事実上の格差がある場合、その格差の是正のため、暫定的に行うものとされています。 この取組を踏まえ、市では、「審議会等への公募委員の導入に関する基本方針」に基づき、公募委員の募集を実施しています。 当基本方針では、公募対象者について、「原則として、満20歳以上で、市内に1年以上居住している者」としますが、野田市男女共同参画計画では、『各種審議会等への女性の目標登用率40%の維持・拡大を図り、男女の比率が「均等な割合」になるように努めるとともに、女性のいない審議会等の解消に努めます。』としていることから、必要に応じて女性委員のみを公募することもできることとします。」と明記されています。 したがって、『第3次野田市男女共同参画計画』に沿って、本基本方針の内容を一部修正した上で、引き続き、本基本方針に基づき、取り組んでいきます。 以上のことから素案の修正は行いません。	
2	「市女性職員の登用及び能力活用」について 数値必達を目的化し、単に女性であることでの登用であってはならない。男女分け隔て無く同様	市の人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力と、達成した業績を把握して行っており、性別にとらわれない公正で明確な人事制度及び管理職登用を実施しています。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	の能力評価基準による人事評価制度の確立とそれによる管理職登用が必須と考える。本文言の明記を提案する。	その一方で、市における女性管理職が少ないことは大きな課題となっています。 引き続き、複雑多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスのさらなる向上を図るため、それぞれの分野で必要な能力と意欲、適正を持った女性職員を確保、育成し、管理監督職への登用及び能力の活用につなげていきます。 以上のことから、素案の修正は行いません。	